令和7年度 徳島市西須賀最終処分場 維持管理状況

	TU / →		中央区中国	1	·		7日母		ΩĦ	10 🗆	11 🏻	10 □	1日	οД	າ □		
	垻	Н	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	め立てた 廃棄物	一般	焼却灰	_	_	-	-	-	_	_							
		廃棄物 (ton)	不燃物	-	-	-	-	-	埋:	立終	7						
1 3E	. N		清掃土砂	-	-	-	-	-	生.	<u>-</u>	J						
			合計 T	-	-	- '											
	擁壁の	点検	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17							
	遮水効果低下するお それが認められた場		点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							
			措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-							
쉳	るの措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-	-							
	遮水工(の点検	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17							
_			点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							
		低下するお かられた場	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-							
	の措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-	-							
			採取した場所	- 別紙1、2のとおり													
	周縁地		採取した年月日														
	水質検査	全結果	結果の得られた年月日	733 day 1 4 2 4 7 C 0 3 7													
_			水質検査結果														
			採取した場所														
		水のダイオ	採取した年月日	別紙1、2のとおり													
+	トシン類材	食査結果	結果の得られた年月日	ハン ル													
			水質検査結果														
力	K質検査(の結果、水が砂められ	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-							
	質の悪化が認められ た場合に講じた措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-	-							
			採取した場所														
	放流2	kの	採取した年月日	別紙3のとおり													
	水質検査	* 結果	結果の得られた年月日														
			水質検査結果														
			採取した場所														
]		ダイオキシ	採取した年月日		マロ 女氏	20 L	-411										
	ン類核	査結果	結果の得られた年月日	別紙3のとおり													
			水質検査結果														
		の結果、水が砂められ	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-							
		が認められ 構じた措置	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-							
	田東かり	<u> </u>	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17							
	調整池の		点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							
	点検を行った結果、調整池が損壊するおそ		措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-							
1	を記が損場するのでれが認められた場合の措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-	-							
	 - 		点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17							
浸比	1.小处埋記	対偏の点検	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							
		た結果、浸 没備の機能	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-							
15		忍められた	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-							
		量 凍のための	点検を行った年月日	-	-	-	-	-	-	- , ,							
.,.,,	措置の		点検の結果	-	-	-	-	-	埋.	立終	了						
		た結果、防 の措置の状	措置を講じた年月日	-	-	-											
汐	凍のための措置の状 況に異常が認められ た場合の措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-	-							
			測定を行った年月日	-	-	-	-	-	-	-							
残余	残余の埋立容量の測定		残余容量(m³)	-	-	-	-	-	-	-							
				l	l	1	l	l	Ĭ	1		Ĭ.	<u> </u>				

別紙1 周縁地下水の水質検査結果 その1

り紙I						5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		試料採取し	た場所	<u> </u>	周縁地下水井戸①											
試料採取した年月日					R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20		R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17					
水質検査結果の得られた年月日						R7.6.6	R7.7.4	R7.8.8	R7.9.12	R7.10.10	R7.10.31					
周糸	周縁地下水 水質検査結果 単位 維持管理上の基準値															
	1	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-					
その		電気伝導率	mS/m	-	52.4	46.4	54.2	44.5	39.6	41.7	50.8					
他	2	または塩化物イオン	mg/L	-	100	82.7	88.5	54.9	35.4	39.0	82.8					
	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-					
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-					
	3	カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-					
	4	鉛	mg/L	0.01以下	- 1	-	-	-	-	-	-					
	5	六価クロム	mg/L	0.05以下	1	-	-	1	-	-	1					
	6	砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-					
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-					
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	ı	ī	Í	ı	í	-	ı					
維	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-					
持管理	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-					
理基準	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-					
省令	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-					
別	13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	ı	-	-	-	1	-	-					
表第二	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	ı	-	-	-	ī	-	-					
~	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	ı	-	-	-	ī	-	-					
注 2	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-					
)	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-					
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-					
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-					
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-		-					
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-		-					
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-		-					
	23	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-					
	24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-		-					
		クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-					

⁽注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

⁽注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

⁽注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙2 周縁地下水の水質検査結果 その2

り						5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試 料 採 取 した 場 所							井戸②									
試料採取した年月日					R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20		R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17					
					R7.5.9	R7.6.6	R7.7.4	R7.8.8	R7.9.12	R7.10.10	R7.10.31					
周組	周縁地下水 水質検査結果 単位 維持管理上の基準値															
	1	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	_	-					
その		電気伝導率	mS/m	-	17.9	21.2	24.2	24.1	26.2	37.9	55.0					
他	2	または塩化物イオン	mg/L	-	11.3	17.3	10.2	8.7	12.4	18.2	25.1					
	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-					
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-					
	3	カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-					
	4	鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-		-					
	5	六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-					
	6	砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-					
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-					
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	1	-	-	-	-	-	-					
維	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	1	-	-	1	-	-	1					
持管	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	1	-	-	1	-	-	1					
理基準	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	1	-	-	-	-	-	-					
半省令	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	1	-	-	-	-	-	-					
別	13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-					
表第二	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	1	-	-	1	-	-	1					
_	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	1	-	-	1	-	-	1					
注 2	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	ı	ī	Í	ı	í	-	ı					
)	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	1	1	ı	ı	1	-	ı					
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-					
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-					
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	ı	-	-	-	-	-	-					
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	ı	-	-	-	-	-	-					
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-					
	23	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-		-					
	24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-		-					
		クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-		-					

⁽注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

⁽注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

⁽注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙3 放流水の水質検査結果

Ť	1/12~	令和 7 4		нж	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
										9月	10万	11万	12月	1月	2月	5 月
					浸出刀	く処理が	也設の)	仪流不.	ンノ惜 				1		1	ı
試料採取した年月日						R7.5.2	R7.6.4	R7.7.2	R7.8.6	R7.9.3	R7.10.1					
水質検査結果の得られた年月日					R7.4.9	R7.5.13	R7.6.10	R7.7.8	R7.8.18	R7.9.16	R7.10.9					
放流水 水質検査結果 単位 <mark>維持管理上の基準値</mark>																
その他		ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	10以下	-	-	-	-	-	-	-					
	1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-					
	2	水銀及びアルキル水銀そ の他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-		-	-	-	-	-					
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-	-					
	4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-					
	_	有機燐化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-					
		六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	-	-	-	-	-	-	-					
	_	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-					
	_	シアン化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-					
		ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-					
		トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-					
	_	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-					
		ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	-					
		四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	-	-	1	-	-	-					
	_	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-					
		1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-					
	16	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	-	-	-	-	-	-	-					
	17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	-	-	-	-	-	-					
維持	18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-					
持管	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-					
理	20	チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-					
基準		シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-	-					
省	22	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	-					
令	23	ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-					
別	24	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-					
表	25	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	-	-	-	-	-	-					
第	26	ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	-	-	-	-	-	-	-					
_	27	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	-	-	-	-	-	-	-					
(注 2)	28	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及 び硝酸化合物	mg/L	200以下	ı	-	ı	ı	-	1	1					
	_	水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8以上8.6以下	8	8	7.3	8.1	8.1	8.1	8					
		生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	1	<0.5	<0.5	1	1.2	<0.5	<0.5					
	_	化学的酸素要求量	mg/L	90以下	1.2	2.2	2	2.6	2.7	2.6	3.1					
		浮遊物質量	mg/L	60以下	<1	2	<1	<1	<1	<1	<1					
	33	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下	-		-	-	-	-	-					
	34	ノルマルヘキサン抽出物 質(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	-	-	-	-	-	-	-					
	35	フェノール類含有量	mg/L	5以下	-	-	-	-	-	-	-					
	36	銅含有量	mg/L	3以下	-	-	-	-	-	-	-					
	_	亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-	-	-	-					
	_	溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	0.06	0.1	<0.05	0.09	<0.05	0.13	<0.05					
	_	溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	-	-	-	-	-	-					
	_	クロム含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-	-	-	-					
	41	大腸菌数	CFU/mL	日間平均800以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1					
	42	窒素含有量	mg/L	120以下日間平均60以下	4.2	4.7	4	5.9	9.5	2.5	17					
	43	燐含有量	mg/L	16以下日間平均8以下	0.035	0.028	0.037	0.046	0.042	0.049	0.029					

⁽注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

⁽注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

⁽注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。